

(4) 調査委託費積算基準

第1 実施計画書、委託費項目別明細表及び支出した委託費を整理するに当たっては、次のとおりとする。

| 項 目 | | (摘 要) |
|----------|---------|---|
| 大 項 目 | 中 項 目 | |
| I. 労 務 費 | 1. 研究員費 | <p>委託業務に直接従事した研究者、設計者及び工員等(以下「研究員」という。)の労務費は、原則として、①又は②に基づき算定する。</p> <p>①甲が別に定める健保等級に基づく労務費単価表(時間単価用)の単価に基づき算定する。</p> <p>②当該委託業務において申告したエフォートにて従事させる旨、乙から証明がなされた研究員(以下、「エフォート専従者」という。)の場合は、労務費単価表(エフォート専従者用)の月額に申告したエフォートを乗じて算定する。</p> <p>健保等級を適用する者の労務費の算定においては、法定福利費(健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分)を含めることとする(出向契約書等により出向先が法定福利費を負担していることが確認可能な場合の出向契約者を含む)。</p> <p>ただし、上記以外の出向契約者及び国民健康保険加入者を健保等級適用者として取り扱う場合は、法定福利費を含めない。</p> <p>なお、①又は②による労務費単価表の適用が困難であると甲が了解した場合は、③から⑤までにに基づき算定することができる。</p> <p>③研究分担先である組合員毎に経理処理を行う技術研究組合等において、当該組合員が国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学若しくは高等専門学校又は国立研究開発法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人である場合は、甲が別途定める業務委託費積算基準(大学用)又は業務委託費積算基準(国立研究開発法人等用)を準用</p> |

| 項 目 | | 内 容 | (摘 要) |
|-----------|---------|--|---|
| 大 項 目 | 中 項 目 | | |
| | 2. 補助員費 | <p>して算定する。</p> <p>④乙が国の委託事業において使用している受託規定に基づき算定する。</p> <p>⑤乙が国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学若しくは高等専門学校又は国立研究開発法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人である場合には、乙が当該研究員に支払った給与、諸手当及び法定福利費(健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分)に基づき算定する。</p> <p>委託業務に直接従事したアルバイト、パート等の経費</p> | |
| II. その他経費 | 1. 消耗品費 | 委託業務の実施に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要した経費 | 機械装置、その他備品等でその取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のものを含み、研究者等が通常使用する事務用品等の消耗品は除く。 |
| | 2. 旅費 | <p>①委託業務を実施するため特に必要とした研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費</p> <p>②登録委員、外部有識者、外部専門家が、共同研究業務の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要した経費で旅費、滞在費、交通費</p> <p>③乙が再委託先又は共同実施先に対して行う検査に要する国内旅費</p> | |
| | 3. 外注費 | 委託業務実施に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費 | |
| | 4. 諸経費 | 以上の各経費のほか、特に必要 | |
| | | | 例示すれば、以下のとおりである。 |

| 項 目 | | (摘 要) |
|-------|--------------|---|
| 大 項 目 | 中 項 目 内 容 | |
| | と認められる経費 | <p>1) 光熱水料 — 委託業務の実施に直接使用するプラント及び機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費</p> <p>2) 会議費 — 委託業務実施に直接必要な会議の開催に要した経費。ただし、乙の研究員のみによる会議、会合に要した経費は除く</p> <p>3) 通信費 — 委託業務の実施に直接必要な通信・電話料</p> <p>4) 借料 — 委託業務の実施に直接必要な現場事務所賃借料、車両借上費等、乙又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品及び電子計算機の使用(社内単価又は外注による場合の契約単価とする。)等に要した経費</p> <p>5) 図書資料費 — 委託業務の実施に直接必要な図書資料購入費</p> <p>6) 通訳費・翻訳費 — 委託業務の実施に直接必要な海外出張等における通訳雇用に要した経費及び翻訳費</p> <p>7) 運送費 — 委託業務の実施に直接必要な送付(運搬を含む)に要した経費</p> <p>8) 委員会費 — 委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要した委員等謝金、委員等旅費、会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費</p> <p>9) 学会等参加費・論文投稿料 — 委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換のための学会等への参加費(学会等に参加するための旅費は除く。)及び成果に関する論文投稿に係る経費</p> <p>10) 報告書等作成費 — 成果報告書の電子ファイル作成費及び資料等の印刷・製本に要した経費</p> <p>11) キャンセル料 — 委託業務の実施に必要な旅費のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ)</p> |

| 項 目 | | (摘 要) |
|---------|-------|--|
| 大 項 目 | 中 項 目 | 内 容 |
| Ⅲ. 間接経費 | | <p>上記経費を除く委託業務の実施に伴う乙の管理等に必要な経費</p> <p>1 間接経費の算定は、経費総額（Ⅰ～Ⅲ）に間接経費率を乗じて行うことを原則とする。</p> <p>2 間接経費率は、原則10%とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。ただし、次項3に該当する中小企業、次項4に該当する技術研究組合等については、間接経費率は20%、次項5に該当する大学等及び次項6に該当する国立研究開発法人等については、間接経費率は、原則、30%とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。ただし大学等及び国立研究開発法人等において2021年度以前に締結した契約については、次項7のとおりとする。また、研究分担先である組合員毎に経理処理を行う技術研究組合等については、当該組合員毎に第2項から第8項までを準用して定められる間接経費率を用いる。</p> <p>3 前項のただし書きに定める中小企業は、中小企業基本法第2条に該当する法人とする。ただし、中小企業基本法第2条に該当する法人であっても甲が別に定める「みなし大企業等」に該当する場合は、中小企業に該当しないものとする。</p> <p>4 第2項のただし書きに定める技術研究組合等は、当該組合の組合員である会社法に定める会社のうち、3分の2以上が中小企業基本法第2条に該当する法人で構成する組合とする。ただし、中小企業基本法第2条に該当する法人であっても甲が別に定める「みなし大企業等」に該当する場合は、中小企業に該当しないものとする。</p> <p>5 第2項のただし書きに定める大学等は、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学及び高等専門学校とする。</p> <p>6 第2項のただし書きに定める国立研究開発法人等は、国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人とする。</p> <p>7 間接経費率は、大学等の場合は原則15%、国立研究開発法人等の場合は原則10%とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。なお、研究機関として委託業務に直接従事する研究員又はその研究員が所属する研究室等に対し、当該研究員が必要とする間接経費の配分を行う場合には、大学等の場合は前記の間接経費率15%に15%加算、国立研究開発法人等の場合は前記の間接経費率10%に10%加算することができる。</p> |

| 項 目 | | | (摘 要) |
|----------------|-------|--|--|
| 大 項 目 | 中 項 目 | 内 容 | |
| | | | <p>8 第2項のただし書きに定める中小企業及び技術研究組合等の判定に当たっては、次のとおりとする。</p> <p>一. 契約の締結時は、契約を締結する事業年度の4月1日時点における最新のデータから判断するものとする。ただし、契約を締結する事業年度の4月1日時点で設立されていない企業及び技術研究組合等は、甲が別に定めるところによる。</p> <p>二. 複数年契約における次年度分は、次年度4月1日時点における最新のデータで判断する。</p> |
| IV. 再委託費・共同実施費 | | <p>再委託費又は共同実施費は、委託業務の一部について、乙以外の者に再委託又は共同実施するのに要した経費。</p> <p>当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。</p> | <p>再委託及び共同実施の額は、原則として乙との契約金額の50%未満とすること。</p> |

第2 経費算定の対象とする支出額は、原則として、委託期間中に委託業務を行うに当たって発生し、かつ、支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

- 1 委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託業務実績報告書を乙が甲に提出する日までのもの。
- 2 委託期間中に直接従事した時間に要する労務費、製作設計費及び加工費。

第3 公募要領等で委託費の対象外と指定した項目及び経費については、経費算定の対象とする支出額には含めないものとする。